

天理市訓令甲第6号

天理市辞令式（昭和40年4月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

別表中「

22 再 任 用	<p>(1) 再任用する場合</p> <p>天理市職員に再任用する</p> <p>給料表○級に決定する</p> <p>○号給を給する</p> <p>○○部（公室）○○課 （所）勤務を命ずる</p> <p>任期は ○年○月○日までとする</p> <p>(2) 再任用の任期を更新する場合</p> <p>再任用の任期を ○年○ 月○日まで更新する</p> <p>(3) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合</p> <p>任期の定めのない職員となった</p>
-------------	---

	<p>(4) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合</p> <p>天理市の職員の定年等に関する条例第5条の規定による任期の満了により退職となる</p>
23 専 従休 職	<p>地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事することを許可する</p> <p>有効期間は ○年○月○日から ○年○月○日までとする</p>
24 育 児休 業	<p>(1) 育児休業を承認する場合</p> <p>育児休業を承認する</p> <p>育児休業の期間は ○年○月○日から ○年○月○日までとする</p> <p>(2) 育児休業の期間の延長を承認する場合</p> <p>育児休業の期間を ○年○月○日まで延長することを承認する</p> <p>(3) 育児休業をした職員が職務に復帰させる場合</p>

	<p>職務に復帰させる</p> <p>(4) 育児休業の承認を取り消す場合</p> <p>育児休業の承認を取り消す 職務に復帰させる</p>
--	--

」を

「

<p>22 定 年 前 再 任 用</p>	<p>(1) 定年前再任用する場合</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員として天理市職員に再任用する</p> <p>給料表○級に決定する</p> <p>給料月額○○円を給する</p> <p>○○部（公室）○○課 （所）勤務を命ずる</p> <p>任期は ○年○月○日までとする</p> <p>(2) 定年前再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合</p> <p>任期の満了により退職となる</p>
<p>23 暫</p>	<p>(1) 暫定再任用を行う場合</p>

<p>定再 任用</p>	<p>暫定再任用職員として天理市職員に再任用する</p> <p>給料表〇級に決定する</p> <p>〇〇部（公室）〇〇課（所）勤務を命ずる</p> <p>任期は 〇年〇月〇日までとする</p> <p>(2) 暫定再任用の任期を更新する場合</p> <p>暫定再任用の任期を 〇年〇月〇日まで更新する</p> <p>(3) 暫定再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合</p> <p>任期の定めのない職員となった</p> <p>(4) 暫定再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合</p> <p>任期の満了により退職となる</p>
<p>24 専 従休</p>	<p>地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職</p>

職	<p>員団体の業務に専ら従事することを許可する</p> <p>有効期間は ○年○月○日から ○年○月○日までとする</p>
25 育児休業	<p>(1) 育児休業を承認する場合</p> <p>育児休業を承認する</p> <p>育児休業の期間は ○年○月○日から ○年○月○日までとする</p> <p>(2) 育児休業の期間の延長を承認する場合</p> <p>育児休業の期間を ○年○月○日まで延長することを承認する</p> <p>(3) 育児休業をした職員が職務に復帰させる場合</p> <p>職務に復帰させる</p> <p>(4) 育児休業の承認を取り消す場合</p> <p>育児休業の承認を取り消す職務に復帰させる</p>

」に改める。

附 則

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行する。